令和６年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

デジタル庁

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	７９．２％
任期の定めのない常勤職員以外の職員 （うちデジタル人材）	７５．９％ （８７．０％）
全職員	７６．１％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※　国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

（１）役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
指定職相当	－
参事官・企画官相当職	９０．６％
参事官補佐相当職	９９．５％
主査相当職	９４．５％

（２）勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	８５．６％
３１～３５年	８０．５％
２６～３０年	－
２１～２５年	１０７．７％
１６～２０年	９０．４％
１１～１５年	９６．４％
６～１０年	９６．１％
１～５年	８２．９％

※役職段階の考え方は以下のとおり。

「指定職相当職」：指定職俸給表相当の適用を受ける職員

「参事官・企画官相当職」：行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員

「参事官補佐相当職」：行政職俸給表（一）5級及び6級の職員

「主査相当職」：行政職俸給表（一）3級及び4級の職員

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

・職員の多くは他府省庁からの出向者であるところ、役職が高くなるにつれて男性の割合が高い。

・当庁が採用した職員の女性割合は直近4割程度であるものの、発足間もないこともあり勤続年数が短く、給与水準が低い女性職員の割合が多い。

・男性の方が諸手当の受給割合が高いため、相対的に男性の給与が高い。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・相対的に給与水準が高い役職・職種に男性の割合が高い。

・事務補助業務の非常勤職員に女性が多いことから、全体の割合はデジタル人材のみの割合よりも低くなっている。